

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、保健所に、市長の付属機関として、尼崎市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平11条例9・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 学校関係者
- (5) 産業界の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 本市関係職員

(平11条例9・平18条例40・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11条例9・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平11条例9・一部改正)

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(平11条例9・一部改正)

(会議)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(平11条例9・一部改正)

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(平11条例9・一部改正)

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、保健所の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(平11条例9・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

(平11条例9・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(尼崎市保健所運営協議会条例の廃止)

2 尼崎市保健所運営協議会条例(昭和29年尼崎市条例第11号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定に基づく保健所運営協議会の委員である者は、第3条第2項の規定により協議会の委員に委嘱し、又は任命されたものとする。この場合において、委員の任期は、旧条例の規定に基づく保健所運営協議会の委員として委嘱し、又は任命された日から起算する。

4 この条例の施行の際、旧条例の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

付 則(平成11年3月3日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(尼崎市保健所運営協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 最初に招集される尼崎市保健所運営協議会は、前項の規定による改正後の尼崎市保健所運営協議会条例第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成18年6月30日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に尼崎市保健所運営協議会の委員として委嘱されている市議会議員については、第3条の規定による改正後の尼崎市保健所運営協議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。